

半期報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

ミサワホームホールディングス株式会社

(151312)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【業績等の概要】	5
2 【生産、受注及び販売の状況】	6
3 【対処すべき課題】	6
4 【経営上の重要な契約等】	6
5 【研究開発活動】	6
第3 【設備の状況】	7
1 【主要な設備の状況】	7
2 【設備の新設、除却等の計画】	7
第4 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
(1) 【株式の総数等】	8
【株式の総数】	8
【発行済株式】	8
(2) 【新株予約権等の状況】	16
(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】	16
(4) 【大株主の状況】	18
(5) 【議決権の状況】	20
【発行済株式】	20
【自己株式等】	20
2 【株価の推移】	21
【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】	21
3 【役員の状況】	21
第5 【経理の状況】	22
1 【中間連結財務諸表等】	23
(1) 【中間連結財務諸表】	23
【中間連結貸借対照表】	23
【中間連結損益計算書】	25

【中間連結剰余金計算書】	26
【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	27
【事業の種類別セグメント情報】	41
【所在地別セグメント情報】	41
【海外売上高】	41
(2) 【その他】	44
2 【中間財務諸表等】	45
(1) 【中間財務諸表】	45
【中間貸借対照表】	45
【中間損益計算書】	46
(2) 【その他】	54
第6 【提出会社の参考情報】	55
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	56
監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成17年12月9日
【中間会計期間】	第3期中（自平成17年4月1日至平成17年9月30日）
【会社名】	ミサワホームホールディングス株式会社
【英訳名】	MISAWA HOMES HOLDINGS, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 水谷 和生
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
【電話番号】	03(3345)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 赤松 哲男
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
【電話番号】	03(3345)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 赤松 哲男
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目3番17号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第1期中	第2期中	第3期中	第1期	第2期
会計期間	自平成15年 4月1日 至平成15年 9月30日	自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日	自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日	自平成15年 4月1日 至平成16年 3月31日	自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日
売上高(百万円)	187,986	199,785	186,267	403,495	390,044
経常利益(百万円)	8,220	9,223	6,732	20,692	11,511
中間(当期)純利益又は 純損失() (百万円)	1,574	16,400	119,575	128,766	203,332
純資産額(百万円)	59,653	15,028	18,958	31,055	162,420
総資産額(百万円)	719,611	485,712	258,582	505,151	263,415
1株当たり純資産額	124円66銭	581円22銭	755円27銭	518円18銭	1,551円42銭
1株当たり中間(当期)純 利益又は純損失()	5円70銭	81円37銭	4,255円54銭	693円16銭	997円31銭
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益			2,284円77銭		
自己資本比率(%)	8.3	3.1	7.3	6.1	61.7
営業活動によるキャッシュ・ フロー(百万円)	20,704	16,108	13,552	28,898	16,382
投資活動によるキャッシュ・ フロー(百万円)	7,510	2,352	11,589	6,295	12,810
財務活動によるキャッシュ・ フロー(百万円)	6,993	10,985	7,674	17,796	16,063
現金及び現金同等物の中間 期末(期末)残高 (百万円)	44,537	46,044	73,519	43,242	55,937
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (人)	8,670 [1,282]	8,201 [1,311]	8,005 [1,151]	8,425 [1,284]	8,002 [1,214]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益につきましては、第1期中間は潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第2期中間、第1期及び第2期は潜在株式は存在するものの、1株当たり中間(当期)純損失であるため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第1期中	第2期中	第3期中	第1期	第2期
会計期間	自平成15年 8月1日 至平成15年 9月30日	自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日	自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日	自平成15年 8月1日 至平成16年 3月31日	自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日
営業収益(百万円)	161	753	909	1,123	1,464
経常利益又は経常損失()	4	188	113	203	405
中間(当期)純利益又は 純損失()(百万円)	0	16,295	120,258	147,580	175,496
資本金(百万円)	30,000	45,249	23,412	80,749	45,249
発行済株式総数	普通株式 242,634千株 優先株式 58,333千株	普通株式 258,259千株 優先株式 224,997千株	普通株式 38,738千株 優先株式 48,332千株	普通株式 252,009千株 優先株式 224,997千株	普通株式 258,259千株 優先株式 224,997千株
純資産額(百万円)	90,896	29,460	36,396	44,792	129,779
1株当たり純資産額	228円15銭	415円35銭	273円77銭	362円45銭	1,035円15銭
1株当たり中間(当期)純 利益又は純損失()	2円24銭	65円48銭	3,625円45銭	609円95銭	685円68銭
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	-	-	2,094円81銭	-	-
総資産額(百万円)	107,006	43,991	36,640	60,160	19,452
1株当たり中間(年間)配 当額	普通株式 -円-銭 優先株式 -円-銭	普通株式 -円-銭 優先株式 -円-銭	普通株式 -円-銭 優先株式 -円-銭	普通株式 -円-銭 優先株式 -円-銭	普通株式 -円-銭 優先株式 -円-銭
自己資本比率(%)	84.9	67.0	99.3	74.5	667.2
従業員数(人)	147	180	185	141	175

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益につきましては、第1期中間は潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第2期中間、第1期及び第2期は潜在株式は存在するものの、1株当たり中間(当期)純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び連結子会社）が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成17年9月30日現在

従業員数（人）
8,005 (1,151)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成17年9月30日現在

従業員数（人）
185

(3) 労働組合の状況

当社グループには、労働組合はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間の住宅業界におきましては、貸家及び分譲マンションが堅調に推移したことにより、新設住宅着工戸数は、前年度比3.5%増の64万戸となりましたが、当社グループの主力市場である持家の住宅着工戸数については、厳しい傾向が続いております。

このような環境下、当社グループは、工業化住宅の開発を追求し、地球環境を考えた住まいづくり、安心して住まいいただける品質及び保証体制の充実等に鋭意取り組んでまいりました。

技術開発におきましては、2005年「グッドデザイン賞」に「CENTURY蔵のある家」1商品及び3住宅部品が選定され、16年連続の受賞となりました。

住宅開発におきましては、一戸建木質系として、4月に、リビング新発想「マルチリビング」で生活を多彩に楽しむ「GENIUSいろいろの間」、7月に、コンセプトはそのままにシンプルでシャープな外観デザインの「スタイリッシュモダンタイプ」を「GENIUSいろいろの間」に追加発売するとともに、9月に「GENIUS SMART STYLE」をグレードアップし、拡販を図ってまいりました。

集合住宅におきましては、デザイン性と快適性を追求した都市型賃貸住宅「Belle Lead FORMAL」を発売いたしました。

また、セラミック系では、4月に、エコノミーとエコロジーの双方をかなえることを推奨した「ECONOMIZE(エコノマイズ)」提唱の新ラインナップとして、「HYBRID 自由空間」を発売いたしました。

販売面におきましては、「GENIUSいろいろの間」の新商品全国一斉発表会(5月・7月)の実施、不動産フェア(8月)の開催、太陽光発電システムを搭載しながら、非常にコストパフォーマンスの高い「GENIUS SMART STYLEエコモデル」を9月、10月の期間限定で発売し、拡販を図ってまいりました。

また、2月からは、松井秀喜選手を当社グループのイメージリーダーとして登用し、「NEXT NEW MISAWA」を訴求しております。

リフォームにつきましては、リフォーム用部品として業界初の制震装置「MGEOR」を開発、10月より販売を開始しました。これにより、従来難しいと言われていた一般在来工法の耐震改修工事において革新的な技術としてストック需要の顕在化を図ってまいります。

なお、平成16年12月に発表しました「事業再生計画」に基づき、より強固な経営基盤を築き、住宅市場でのシェア回復を図るため、当社グループは、住宅事業に経営資源を集中して一層の競争力強化を図り、ノンコア事業(ゴルフ場事業、ファイナンス事業、大規模土地開発事業、リゾート事業、その他事業)について撤退をしております。

以上の結果、当中間連結会計期間の売上面におきましては、持家市場の厳しい状況による販売の低迷により、1,862億67百万円と前中間連結会計期間に比べ、135億18百万円(6.8%)の減少となりました。

利益面におきましては、売上高減少に伴う売上総利益減少をノンコア事業撤退を含む一般管理費の減少及び有利子負債削減による支払利息の減少により、経常利益は67億32百万円と計画目標は達成したものの、前中間連結会計期間に比べ、24億90百万円(27.0%)の減少となりました。

また、中間純利益におきましては、関係金融機関からの債務免除による金融支援1,133億26百万円を特別利益に計上した結果、1,195億75百万円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における連結ベースの現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、営業活動及び投資活動により251億41百万円の増加、財務活動により76億74百万円減少となり、連結範囲の変動を伴う資金1億18百万円を加えた当中間期末残高は735億19百万円(前連結会計年度末に比べ175億82百万円の増加)となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の収入は、135億52百万円(前中間連結会計期間に比べ25億56百万円の減少)となりました。これは主に仕入債務の増加、たな卸資産の売却によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の収入は、115億89百万円(前中間連結会計期間に比べ139億42百万円の増加)となりました。これは主に、固定資産の売却、投資有価証券及び子会社株式の売却によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の支出は、76億74百万円(前中間連結会計期間に比べ33億11百万円の減少)となりました。これは主に、株式の発行及び自己株式の売却による収入があったものの、それを上回る有利子負債の返済を進めたことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループが営んでいる事業の大部分を占める住宅事業では、「生産」を定義することが困難（請負工事及び不動産売買）であるため、生産実績は記載しておりません。

(2) 受注状況

当中間連結会計期間における住宅事業の受注状況は、次のとおりであります。

	受注高（百万円）	前年同期比（％）	受注残高（百万円）	前年同期比（％）
住宅事業	196,430	101.4	142,170	103.9

（注）上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績は、次のとおりであります。

	金額（百万円）	前年同期比（％）
住宅事業	182,907	95.3

（注）上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありませんが、平成17年6月に株式会社産業再生機構及び株式会社ユーエフジェイ銀行をはじめ関係金融機関からの債務免除等による金融支援約1,333億円（債権放棄約1,133億円、債務の株式化約200億円）を受けるとともに、トヨタ自動車株式会社、NPF-MG投資事業有限責任組合（野村プリンシパル・ファイナンス株式会社が組成するファンド）及びあいおい損害保険株式会社から約258億円の出資を受け、これらの財務体質の改善等により、当社は債務超過を解消しております。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項ありません。

5【研究開発活動】

当社グループは、効率化された研究開発体制による住宅の高品質化・高付加価値化及び低コストを実現するための固有技術開発と新素材・住宅設備等の開発を指向しており、効率的経営を推進すべく工業化技術・生産技術の合理化研究を進めるとともに、お客様に満足していただくための品質の向上及びコスト低減を研究しております。

現在の研究開発は、連結子会社のミサワホーム株式会社の商品開発部・技術環境部を中心に連結子会社の株式会社ミサワホーム総合研究所にて推進しており、当中間連結会計期間における研究の目的、主要課題及び研究成果については次のとおりであります。

技術開発分野では、地球環境及び住環境を考えた住まいづくり並びに工業化住宅を追求し、品質及び保証体制の充実に向けた開発に取り組んでまいりました。

品質性能向上技術面では、地震・風等の揺れに対する安全性・居住性を向上する制震システムの運用拡大、夏期居住環境向上のための技術開発、燃料電池システムの研究など、住性能の向上と品質改善を目指した研究開発を推進してまいりました。

生産施工技術面では、部材品質改善技術開発、性能品質改善技術開発、リフォーム技術開発、火災安全性を確保するための技術開発など、工業化及び新素材開発によるコストダウンと品質向上を目指した研究開発を推進してまいりました。

特に、リサイクル新木質素材「Mウッド」につきましては、用途拡大のニーズに則した原材料の拡大と品質の確保及び生産性の向上に努めてまいりました。

当中間連結会計期間における研究開発費の総額は10億59百万円であります。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、重要な変更はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数（株）
普通株式	231,660,000
B種優先株式	45,000,000
C種優先株式	3,340,000
計	280,000,000

(注) 「当社が発行する株式の総数は、2億8,000万株とし、このうち2億3,166万株は普通株式、4,500万株はB種優先株式、334万株はC種優先株式とする。ただし、普通株式につき消却があった場合又はB種優先株式もしくはC種優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる」旨定款に定めております。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成17年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成17年12月9日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	38,738,914	38,738,914	東京証券取引所 大阪証券取引所 名古屋証券取引所 各市場第一部	(注)1
第三回B種優先株式	3,333,280	3,333,280	-	(注)2
第四回B種優先株式	41,666,000	41,666,000	-	(注)2
第一回C種優先株式	3,333,333	3,333,333	-	(注)3
計	87,071,527	87,071,527	-	-

(注)1. 完全議決権株式であります。

2. B種優先株式の内容は次のとおりであります。

		第三回B種優先株式	第四回B種優先株式
優先利益配当金	計算方法	発行価額（600円）に、それぞれの営業年度ごとに下記の年率を乗じて算出した額とする。円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。計算の結果が60円を超える場合は、60円とする。ただし、平成16年3月31日に終了する営業年度における優先利益配当金については、配当起算日から当該営業年度の最終日までの日数（初日及び最終日を含む。）で日割計算した額とする。	
	配当年率	配当年率 = 日本円TIBOR（1年物） + 2.375% %位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。	
		「年率修正日」は平成16年4月1日及びそれ以降の毎年4月1日とする。 「日本円TIBOR（1年物）」は、平成16年2月26日又は各年率修正日（これらの日が銀行休業日の場合は前営業日）（以下「優先利益配当決定基準日」という。）の午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、優先利益配当決定基準日に日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートが公表されない場合、同日（当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR 1年物（360日ベース））として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。	

		第三回 B 種優先株式	第四回 B 種優先株式
優先利益配当金	上限	60円	
	累積条項	非累積型	
	参加条項	非参加型	
優先中間配当金	各営業年度において該当する上記 B 種優先利益配当金の 2 分の 1 の金額とする。		
残余財産の分配	B 種優先株主又は B 種優先登録質権者に対しては、B 種優先株式 1 株につき 600 円を普通株式を有する株主又は普通株式の登録質権者に先立って支払う。B 種優先株主又は B 種優先登録質権者に対しては、600 円のほか残余財産の分配は行わない。		
買受け又は消却	当社は、いつでも B 種優先株式を買受け、又は利益をもって消却することができる。		
償還請求権	<p>平成20年以降毎年7月1日から7月20日までの期間において、当社の前営業年度の当期末処分利益が200億円を超える場合、当該当期末処分利益に2分の1を乗じた額から、当該前営業年度に関する定時株主総会において利益から配当もしくは支払うものと定めた額を控除した額を限度として、その保有する B 種優先株式の全部又は一部の償還請求をすることができ、当社は、当該償還請求があった年の8月31日（当日が日本における銀行休業日の場合は前営業日）を償還日として、法令の定めに従い償還する。</p> <p>前記限度額を超えて各回号の B 種優先株主からの償還請求があった場合、前記限度額を償還請求があった各回号の B 種優先株式の発行価額総額に応じて按分比例した金額を当該各回号の B 種優先株式の償還限度額とし、償還すべき B 種優先株式は当該償還限度額の範囲内で抽選その他の方法により決定する。</p> <p>償還価額は、B 種優先株式 1 株につき 600 円に、償還請求があった B 種優先株式の B 種優先利益配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日及び償還日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する。）を加算した額とする。</p>		
普通株式への 転換予約権	転換請求期間	平成32年7月1日～平成47年6月30日	平成35年7月1日～平成50年6月30日
	転換により発行 すべき普通株式 数	B 種優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、B 種優先株主が転換請求のために提出した B 種優先株式の発行価額総額を転換価額で除した数とし、1 株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	
	当初転換価額	<p>153円</p> <p>なお、平成17年5月27日付で普通株式の併合が行われたことにより、同日より、普通株式への転換予約権における当初転換価額は、1,530円となりました。また、平成17年6月23日開催の取締役会において、第三回 B 種優先株式及び第四回 B 種優先株式の転換価額を、それぞれ次のとおり（適用日は平成17年6月25日以降）変更する旨決議いたしました。</p> <p>転換価額：1,300円40銭 / 上限転換価額：2,600円80銭 / 下限転換価額：650円20銭</p>	
	転換価額の修正	<p>転換価額は、下記の各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）に修正される（修正後転換価額は円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。なお、上記の時価算定期間の初日から転換価額修正日の前日までの日に、下記「転換価額の調整」で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記「転換価額の調整」に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の50%（以下「下限転換価額」という。ただし、下限転換価額は、下記「転換価額の調整」により転換価額が調整された場合は調整後転換価額を調整前転換価額で除した比率（以下「調整比率」という。）に応じて調整される。下限転換価額は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の200%（以下「上限転換価額」という。ただし、上限転換価額は、下記「転換価額の調整」により転換価額が調整された場合は調整比率に応じて調整される。上限転換価額は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。</p>	

		第三回 B 種優先株式	第四回 B 種優先株式
普通株式への転換予約権	転換価額修正日	平成33年 7月 1日 ~ 平成47年 6月30日の 毎年 7月 1日	平成36年 7月 1日 ~ 平成50年 6月30日の 毎年 7月 1日
	転換価額の調整	<p>A. 当社は、B種優先株式発行後、本号B.に掲げる各事由により、当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$ <p>B. 転換価額調整式によりB種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>(イ)本号D.(口)に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合。 調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>(ロ)株式分割により普通株式を発行する場合。 調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>なお、上記ただし書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を新たに発行する。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額をもって転換により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$ <p>この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(ハ)本号D.(口)に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は新株予約権の行使によって発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回ることとなる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。 調整後の転換価額は、発行される証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>C. 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。</p>	

		第三回 B 種優先株式	第四回 B 種優先株式
普通株式への転換予約権	転換価額の調整	<p>D.(イ)転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(ロ)転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、本号B.(ロ)ただし書の場合は株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(ハ)転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また株主割当日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1ヵ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。</p> <p>E. 当社は、本号B.の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。</p> <p>(イ)株式の併合、資本の減少、商法第373条に定められた新設分割、商法第374条ノ16に定められた吸収分割、又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(ロ)その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(ハ)転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p>	
普通株式への強制転換		<p>転換請求期間中に転換請求のなかったB種優先株式は、同期間の末日の翌日以降の日で取締役会の決議にて定める日(以下「強制転換日」という。)において、取締役会の決議により、B種優先株式1株の発行価額を強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式に強制転換することができる。</p> <p>ただし、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が50円を下回るときは、B種優先株式は、B種優先株式1株の発行価額を50円で除して得られる数の普通株式に強制転換することができる。上記により発行される普通株式数の算出に当たり1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。</p>	
期中転換又は強制転換があった場合の取扱い		<p>B種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金については、転換の請求又は強制転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年の3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</p>	
議決権		<p>B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、B種優先株主は、平成19年4月1日以降、当社の前営業年度の当期末処分利益が200億円を超える場合に、B種優先株主に対してB種優先利益配当金全額を支払う旨の議案が前営業年度に係る定時株主総会に提出されない場合は当該定時株主総会より、又はその議案が当該定時株主総会において否決された場合は当該定時株主総会の終結の時より、B種優先株主に対してB種優先利益配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。</p>	
新株引受権等		<p>当社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式については株式の併合又は分割は行わない。当社は、B種優先株主に対しては、新株の引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権は付与しない。</p>	

3. 第一回C種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先利益配当金

優先利益配当金の額

第一回C種優先株式1株当たりの優先利益配当金（以下「第一回C種優先利益配当金」という。）の額は、平成20年3月31日に終了する営業年度まで無配とする。平成20年4月1日に開始する営業年度以降の第一回C種優先利益配当金は、第一回C種優先株式の発行価額（6,000円）に、それぞれの営業年度ごとに下記の年率（以下「第一回C種優先利益配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。第一回C種優先利益配当金の額は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。計算の結果が600円を超える場合は、第一回C種優先利益配当金の額は600円とする。第一回C種優先利益配当年率は、平成20年4月1日以降、次回年率修正日（下記に定義される。）の前日までの各営業年度について、下記算式により計算される年率とする。

第一回C種優先利益配当年率 = 日本円TIBOR（1年物） + 1.500%

第一回C種優先利益配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。「年率修正日」は平成21年4月1日及びそれ以降の毎年4月1日とする。「日本円TIBOR（1年物）」は、平成20年4月1日又は各年率修正日（これらの日が銀行休業日の場合は前営業日）（以下「優先利益配当決定基準日」という。）の午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、優先利益配当決定基準日に日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レートが公表されない場合、同日（当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR 1年物（360日ベース））として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

非累積条項

ある営業年度において第一回C種優先株式を有する株主（以下「第一回C種優先株主」という。）又は第一回C種優先株式の登録質権者（以下「第一回C種優先登録質権者」という。）に対し、上記に定める第一回C種優先利益配当金の全部又は一部が支払われないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

第一回C種優先株主又は第一回C種優先登録質権者に対し、第一回C種優先利益配当金を超えて配当は行わない。

(2) 優先中間配当金

優先中間配当金については、各営業年度において該当する上記第一回C種優先利益配当金の2分の1の金額とする。

(3) 残余財産の分配

第一回C種優先株主又は第一回C種優先登録質権者に対しては、残余財産の分配に当たり第一回C種優先株式1株につき6,000円を普通株式を有する株主又は普通株式の登録質権者に先立って支払う。第一回C種優先株主又は第一回C種優先登録質権者に対しては、6,000円のほか残余財産の分配は行わない。

(4) 買受け又は消却

当社は、いつでも第一回C種優先株式を買受け、又は利益をもって消却することができる。

(5) 強制償還

当社は、下記(6)に定める転換請求期間の開始日の前日まで、いつでも、C種優先株主又はC種優先登録質権者の意思にかかわらず当該C種優先株式の全部又は一部を償還することができる。一部償還の場合は抽選その他の方法により行う。償還額は、C種優先株式1株につきC種優先株式1株の発行価額に償還日の属する営業年度におけるC種優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日及び償還日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）を加算した額とする。ただし、当該営業年度においてC種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した金額とする。

(6) 普通株式への転換予約権

第一回C種優先株主は、下記に定める条件に従い、下記に定める期間内に転換を請求することにより、1株につき下記に定める転換価額により、第一回C種優先株式を当社普通株式に転換することができる。

転換請求期間

平成39年7月1日より平成54年6月30日までとする。

転換により発行すべき普通株式数

第一回C種優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第一回C種優先株主が転換請求のために提出した第一回C種優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

発行株式数の算出に当たり1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

当初転換価額

当初転換価額は、上記に定める転換請求期間の開始日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

転換価額の修正

転換価額は、平成40年7月1日から平成54年6月30日まで、毎年7月1日（以下、それぞれ「転換価額修正日」という。）に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）に修正される（修正後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記の時価算定期間の初日から転換価額修正日の前日までの日に、下記で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の50%（以下「下限転換価額」という。ただし、下限転換価額は、下記により転換価額が調整された場合は調整後転換価額を調整前転換価額で除した比率（以下「調整比率」という。）に応じて調整される。下限転換価額は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

転換価額の調整

A．当社は、第一回C種優先株式発行後、本号B．に掲げる各事由により、当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

B．転換価額調整式により第一回C種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ) 本号D．(ロ)に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合。

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ロ) 株式分割により普通株式を発行する場合。

調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。なお、上記ただし書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を新たに発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額をもって転換により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ハ) 本号D.(ロ)に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は新株予約権の行使によって発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回ることとなる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の転換価額は、発行される証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

C. 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。

D.(イ) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ロ) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、本号B.(ロ)ただし書の場合は株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ハ) 転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また株主割当日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

E. 当社は、本号B.の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

(イ) 株式の併合、資本の減少、商法第373条に定められた新設分割、商法第374条ノ16に定められた吸収分割、又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ロ) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(ハ) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(7) 普通株式への強制転換

第一回C種優先株式のうち、平成54年6月30日までに転換請求のなかった第一回C種優先株式は、平成54年7月1日以降の日で取締役会の決議にて定める日（以下「強制転換日」という。）において、取締役会の決議により、第一回C種優先株式1株の発行価額を強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式に強制転換することができる。ただし、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が500円を下回る時は、第一回C種優先株式は、第一回C種優先株式1株の発行価額を500円で除して得られる数の普通株式に強制転換することができる。上記により各第一回C種優先株主に対し発行される普通株式数の算出に当たり1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(8) 期中転換又は強制転換があった場合の取扱い

第一回C種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金については、転換の請求又は強制転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年の3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(9) 議決権

第一回C種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(10) 新株引受権等

当社は、法令に定める場合を除き、第一回C種優先株式については株式の併合又は分割は行わない。当社は、第一回C種優先株主に対しては、新株の引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権は付与しない。

(11) 優先順位

各回号のB種優先株式及びC種優先株式の優先利益配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。

なお、当該株式は現物出資（借入金の株式化）によるものであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数(千株)	発行済株式総数残高(千株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成17年5月27日 (注)1	普通株式 232,433	普通株式 25,825 A種優先株式 58,333 第一回B種優先株式 41,666 第二回B種優先株式 41,666 第三回B種優先株式 41,666 第四回B種優先株式 41,666	-	45,249	-	500
平成17年6月1日 (注)2	-	普通株式 25,825 A種優先株式 58,333 第一回B種優先株式 41,666 第二回B種優先株式 41,666 第三回B種優先株式 41,666 第四回B種優先株式 41,666	44,749	500	-	500
平成17年6月1日 (注)3	A種優先株式 58,333 第一回B種優先株式 41,666 第二回B種優先株式 41,666 第三回B種優先株式 38,332	普通株式 25,825 第三回B種優先株式 3,333 第四回B種優先株式 41,666	-	500	-	500
平成17年6月10日 (注)4	第一回C種優先株式 3,333	普通株式 25,825 第三回B種優先株式 3,333 第四回B種優先株式 41,666 第一回C種優先株式 3,333	9,999	10,499	9,999	10,499
平成17年6月24日 (注)5	普通株式 12,913	普通株式 38,738 第三回B種優先株式 3,333 第四回B種優先株式 41,666 第一回C種優先株式 3,333	12,913	23,412	12,913	23,412

年月日	発行済株式総数増減数(千株)	発行済株式総数残高(千株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成17年6月29日 (注)6	-	普通株式 38,738 第三回B種優先株式 3,333 第四回B種優先株式 41,666 第一回C種優先株式 3,333	-	23,412	500	22,912

(注)1. 普通株式の併合(10株を1株)によるものであります。

2. 資本を減少し、その他資本剰余金に振替えたものであります。

3. 強制消却によるものであります。

4. C種優先株式の第三者割当によるものであります。

割当先:(株)ユーエフジェイ銀行

発行価格:1株につき6,000円

資本組入額:1株につき3,000円

5. 普通株式の第三者割当によるものであります。

割当先:トヨタ自動車(株)(5,191千株)、野村プリンシパル・ファイナンス(株)が組成するファンドの
NPF-MG投資事業有限責任組合(5,593千株)、あいおい損害保険(株)(2,128千株)

発行価額:1株につき2,000円

資本組入額:1株につき1,000円

6. 資本準備金の減少は、欠損填補によるものであります。

(4) 【大株主の状況】
普通株式

平成17年9月30日現在

氏名又は名称		住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
N P F - M G 投資事業有限責任組合	3	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	5,593	14.43
トヨタ自動車株式会社	3	愛知県豊田市トヨタ町1番地	5,191	13.40
あいおい損害保険株式会社		東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	2,458	6.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,755	4.53
日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1	東京都港区浜松町二丁目11番3号	1,739	4.49
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・リミテッド(常任代理人 モルガン・スタンレー証券会社)		25Cabot Square, Canary Wharf, London E14 4QA England(東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー)	1,528	3.94
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウンツ イー アイエスジー(常任代理人 株式会社東京三菱銀行)		PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, UNITED KINGDOM(東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	1,223	3.15
ゴールドマン・サックス・インターナショナル(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社)		133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, U.K(東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー)	1,206	3.11
モルガン・スタンレーアンドカンパニーインク(常任代理人 モルガン・スタンレー証券会社)		1585 Broadway New York, New York 10036, U.S.A.(東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー)	1,174	3.03
株式会社アイ・エル・エス	2	東京都新宿区歌舞伎町二丁目46番5号	826	2.13
計		-	22,696	58.58

- (注) 1 所有株式数は、すべて同行の信託業務に係るものであります。
- 2 商法第241条第3項の規定により、議決権を有しない株主であります。
- 3 前事業年度末現在主要株主でなかったN P F - M G 投資事業有限責任組合及びトヨタ自動車株式会社は、当中間期末では主要株主となっております。
- 4 フィデリティ投信株式会社から、平成17年6月14日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成17年5月31日付で3,805千株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当中間期末時点における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、フィデリティ投信株式会社の大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。
- | | |
|---------------------|-----------------------------|
| 大量保有者 | フィデリティ投信株式会社 |
| 住所 | 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山JTトラストタワー |
| 所有株式数 | 3,805,000株 |
| 発行済株式総数に対する所有株式数の割合 | 9.82% |

B種優先株式

(1) 第三回B種優先株式

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社ユーエフジェイ銀行	愛知県名古屋市中区錦三丁目21番24号	3,333	100.00
計	-	3,333	100.00

(2) 第四回B種優先株式

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社ユーエフジェイ銀行	愛知県名古屋市中区錦三丁目21番24号	41,666	100.00
計	-	41,666	100.00

C種優先株式

(1) 第一回C種優先株式

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社ユーエフジェイ銀行	愛知県名古屋市中区錦三丁目21番24号	3,333	100.00
計	-	3,333	100.00

(5) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成17年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	B種優先株式 44,999,280	-	1
	C種優先株式 3,333,333		
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 (自己保有株式) 10,400	-	-
	(相互保有株式) 1,603,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 36,753,600	367,536	2
単元未満株式	普通株式 371,414	-	-
発行済株式総数	87,071,527	-	-
総株主の議決権	-	367,536	-

- (注) 1. 優先株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」の注記に記載されております。
2. 「完全議決権株式(その他)」の株式数には、証券保管振替機構名義の株式が74,300株(議決権の数743個)含まれております。
3. 平成17年5月27日付の普通株式の併合に伴い、普通株式の1単元の株式数は、1,000株から100株に変更しております。

【自己株式等】

平成17年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己株式) ミサワホームホールディングス(株)	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号	10,400	-	10,400	0.02
(相互保有株式) ミサワホーム(株)(注)	東京都杉並区高井戸東二丁目4番5号	40,000	-	40,000	0.10
(株)アイ・エル・エス	東京都新宿区歌舞伎町二丁目46番5号	826,000	-	826,000	2.13
ミサワキャピタル(株)	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号	734,900	-	734,900	1.89
栃木ミサワホーム(株)	栃木県宇都宮市東町47番地1	2,600	-	2,600	0.00
計	-	1,613,900	-	1,613,900	4.16

- (注) 上記のほか、株主名簿上はミサワホーム(株)名義となっているものの、実質的に同社が所有していない株式が196株あります。なお、当該株式は「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄に100株、「単元未満株式」欄に96株含めております。

2【株価の推移】

(1) 普通株式

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成17年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	403	3,880	4,250	4,310	4,100	4,130
最低(円)	348	322	3,690	3,880	3,640	3,520

(注) 1 東京証券取引所市場第一部における最高・最低株価を記載しております。

2 当社は、平成17年5月27日付で普通株式10株を1株に併合しており、 は株式併合後の株価であります。

(2) B種優先株式

当株式は、証券取引所に上場されておられません。

(3) C種優先株式

当株式は、証券取引所に上場されておられません。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の異動、役職の異動は次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
代表取締役	専務執行役員 管理全般 兼 経 営全般補佐	代表取締役	専務執行役員 経営戦略全般 兼 経営全般補佐	中神 正博	平成17年10月1日
取締役	常務執行役員 販売企画・商品企 画全般 兼 ハイ ブリッド推進担当	取締役	常務執行役員 販売企画・商品企 画・ハイブリッド 推進担当	西平 均	平成17年10月1日
取締役	執行役員 管理全般補佐 兼 経営戦略部長	取締役	執行役員 経営戦略部長 経 営戦略・秘書・経 営企画・関連事業 担当	田中 博臣	平成17年10月1日

第5【経理の状況】

1．中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

ただし、前中間連結会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成16年1月30日内閣府令第5号）附則第3項のただし書きにより、改正前の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

ただし、前中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成16年1月30日内閣府令第5号）附則第3項のただし書きにより、改正前の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）及び当中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）及び当中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の中間財務諸表について、中央青山監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		前連結会計年度の 要約貸借対照表 (平成17年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(資産の部)								
流動資産								
1. 現金及び預金	2	58,016		74,391		57,341		
2. 受取手形及び売掛金	2	20,452		14,756		13,908		
3. たな卸資産	2	111,347		64,496		68,516		
4. その他	2	39,627		15,169		16,621		
5. 貸倒引当金	1			2,667				
流動資産合計		229,443	47.2	166,146	64.3	156,388	59.3	
固定資産								
(1) 有形固定資産								
1. 建物及び構築物	2	50,219		29,689		32,820		
減価償却累計額		23,736	26,483	15,953	13,735	16,897	15,922	
2. 土地	2		104,803		26,481		32,653	
3. その他	2	29,587		22,422		25,071		
減価償却累計額		20,300	9,287	15,967	6,455	17,580	7,490	
有形固定資産合計			140,573		46,673		56,067	
(2) 無形固定資産								
1. 連結調整勘定			15,932		334		348	
2. その他	2		7,370		5,826		6,204	
無形固定資産合計			23,303		6,160		6,552	
(3) 投資その他の資産								
1. 投資有価証券	2		19,010		8,165		10,770	
2. 繰延税金資産			42,988		23,334		23,292	
3. その他	2		30,393		11,193		10,344	
4. 貸倒引当金	1				3,091			
投資その他の資産合計			92,391		39,602		44,406	
固定資産合計			256,268	52.8	92,436	35.7	107,027	40.7
資産合計			485,712	100.0	258,582	100.0	263,415	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		前連結会計年度の 要約貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1. 支払手形及び買掛金		54,792		51,351		45,853	
2. 短期借入金	2	239,696		69,651		232,278	
3. 一年以内償還予定の 社債				400			
4. 引当金		5,090					
5. 賞与引当金				4,585		4,479	
6. 土地買戻損失引当 金				4,516		4,516	
7. 未成工事受入金		29,356		31,647		24,099	
8. 預り金	3	27,541		26,537		29,354	
9. その他		11,886		14,518		32,081	
流動負債合計		368,364	75.8	203,208	78.6	372,663	141.5
固定負債							
1. 社債		1,400		1,000		1,400	
2. 長期借入金	2	41,076		16,764		28,971	
3. 退職給付引当金		21,562		5,827		5,778	
4. 債務保証等損失引当 金				1,112		3,835	
5. その他		33,053		9,110		10,490	
固定負債合計		97,091	20.0	33,814	13.1	50,476	19.2
負債合計		465,456	95.8	237,022	91.7	423,139	160.7
(少数株主持分)							
少数株主持分		5,227	1.1	2,602	1.0	2,696	1.0
(資本の部)							
資本金		45,249	9.3	23,412	9.1	45,249	17.2
資本剰余金		567	0.1	67,688	26.1	567	0.2
利益剰余金		33,021	6.8	72,470	28.0	208,723	79.2
土地再評価差額金		2,130	0.4	2,775	1.1	3,420	1.3
その他有価証券評価差 額金		2,397	0.5	1,622	0.6	1,827	0.6
為替換算調整勘定		1,864	0.3	64	0.0	76	0.0
自己株式		431	0.1	4,136	1.6	4,838	1.8
資本合計		15,028	3.1	18,958	7.3	162,420	61.7
負債、少数株主持分及 び資本合計		485,712	100.0	258,582	100.0	263,415	100.0

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)				
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)			
売上高			199,785	100.0		186,267	100.0		390,044	100.0
売上原価			145,059	72.6		138,237	74.2		289,597	74.3
売上総利益			54,726	27.4		48,029	25.8		100,447	25.7
販売費及び一般管理費										
1. 広告宣伝費		5,302			6,206			11,432		
2. 販売手数料		1,989						3,797		
3. 販売促進費					2,013					
4. 給料手当等		18,524			16,817			37,563		
5. 賞与引当金繰入額		2,885			3,011			4,105		
6. 減価償却費		1,874			1,585			3,725		
7. その他		10,745	41,322	20.7	9,441	39,075	21.0	20,913	81,538	20.9
営業利益			13,403	6.7		8,953	4.8		18,908	4.8
営業外収益										
1. 受取利息		49			5			23		
2. 受取手数料		310			148			617		
3. 持分法による投資利益		55						223		
4. その他		573	989	0.5	860	1,014	0.5	1,553	2,418	0.7
営業外費用										
1. 支払利息		4,052			2,342			7,522		
2. 持分法による投資損失					58					
3. その他		1,117	5,169	2.6	834	3,235	1.7	2,293	9,815	2.5
経常利益			9,223	4.6		6,732	3.6		11,511	3.0
特別利益										
1. 固定資産売却益	1	32			25			14		
2. 投資有価証券売却益		489			953			7,107		
3. 債務免除益					113,326					
4. その他		125	647	0.3	446	114,752	61.6	17,667	24,789	6.4
特別損失										
1. たな卸資産評価損	2	1,117						40,415		
2. 固定資産処分損		1,499			169			8,989		
3. 投資有価証券売却損					190			5,052		
4. 投資有価証券評価損		33			58			1,249		
5. 貸倒引当金繰入額		20,671			590			4,728		
6. その他		1,704	25,027	12.5	1,003	2,012	1.0	151,734	212,169	54.4
税金等調整前中間(当期)純利益・純損失()			15,156	7.6		119,472	64.2		175,868	45.1
法人税、住民税及び事業税		903			237			651		
法人税等調整額		335	1,239	0.6	288	51	0.0	29,376	30,027	7.7
少数株主利益・損失()			4	0.0		52	0.0		2,564	0.7
中間(当期)純利益又は純損失()			16,400	8.2		119,575	64.2		203,332	52.1

【中間連結剰余金計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		前連結会計年度の 連結剰余金計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)		金額(百万円)	
(資本剰余金の部)							
資本剰余金期首残高			98,357		567		98,357
資本剰余金増加高							
1. 増資による新株の発行			-		22,912		-
2. 自己株式処分差益			103		466		103
3. 自己株式売却による 増加額			-		15,683		-
4. 資本金減少差益			67		44,749		67
5. 社債の転換による増加 資本剰余金減少高			500		-		500
			671		83,812		671
1. 資本減少による取崩額			98,461		567		98,461
2. 利益剰余金への振替に よる減少額			-		16,123		-
			98,461		16,691		98,461
資本剰余金中間期末 (期末)残高			567		67,688		567
(利益剰余金の部)							
利益剰余金期首残高			151,375		208,723		151,375
利益剰余金増加高							
1. 中間純利益			-		119,575		-
2. 資本減少による増加額			134,393		567		134,393
3. 資本剰余金からの振替 による増加額			-		16,123		-
4. 土地再評価差額金取崩額			433		-		-
5. 土地再評価差額金からの 振替			4		4		-
6. 連結子会社の増加に 伴う増加額			-		33		-
7. 連結子会社の減少に 伴う増加額			-		-		12,141
8. 持分法適用会社の減少 に伴う増加額			-		-		442
			134,831		136,304		146,977
利益剰余金減少高							
1. 中間(当期)純損失			16,400		-		203,332
2. 役員賞与			46		-		46
3. 土地再評価差額金取崩額			-		40		790
4. 土地再評価差額金からの 振替			-		-		125
5. 連結子会社の増加に 伴う減少額			32		-		32
6. 持分法適用会社の減少に 伴う減少額			-		11		-
			16,478		52		204,325
利益剰余金中間期末 (期末)残高			33,021		72,470		208,723

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
1. 税金等調整前中間(当期)純利益 (は損失)		15,156	119,472	175,868
2. 減価償却費及び償却費		3,193	2,472	6,336
3. 連結調整勘定償却額		659	14	16,514
4. 貸倒引当金の増減額(減少:)		19,790	465	
5. その他引当金の増減額(減少:)		2,225	79	1,858
6. 受取利息及び受取配当金		84	61	91
7. 支払利息		4,052	2,342	7,522
8. 固定資産売却処分による損益		1,467	144	8,974
9. 投資有価証券売却損益		489	762	2,055
10. 債務免除益			113,326	
11. 売上債権の増減額(増加:)		569	1,448	4,873
12. たな卸資産の増減額 (増加:)		2,429	2,643	43,099
13. 仕入債務の増減額(減少:)		4,332	6,009	4,333
14. その他		4,042	1,350	121,746
小計		21,033	15,764	24,860
15. 利息及び配当金の受取額		247	87	338
16. 利息の支払額		3,972	1,922	7,025
17. 法人税等の支払額		1,200	377	1,790
営業活動によるキャッシュ・フロー				
投資活動によるキャッシュ・フロー				
1. 定期預金の預入による支出		10,374	661	13,451
2. 定期預金の払戻による収入		7,942	1,194	11,564
3. 有形・無形固定資産の取得による 支出		2,713	1,715	5,066
4. 有形・無形固定資産の売却による 収入		1,218	5,228	4,220
5. 投資有価証券の取得による支出		40	68	242
6. 投資有価証券の売却による収入		1,194	2,846	11,617
7. 連結範囲の変動を伴う子会社株式 の取得・売却による純収入			2,194	105
8. その他		420	2,570	4,064
投資活動によるキャッシュ・フロー		2,352	11,589	12,810

		前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
財務活動によるキャッシュ・フロー				
1. 短期借入金の純増減額		496	19,603	2,686
2. 長期借入れによる収入		5,074	830	23,211
3. 長期借入金の返済による支出		17,394	27,536	45,576
4. 少数株主への配当金の支払額		80	28	78
5. 株式の発行による収入			25,826	
6. 自己株式売却による収入			17,642	104
7. 自己株式取得による支出			75	92
8. 工事請負代金流動化による 純収入(純支出:)		2,061	4,729	4,008
9. その他		149		325
財務活動によるキャッシュ・フロー		10,985	7,674	16,063
現金及び現金同等物に係る換算差額		23	3	25
現金及び現金同等物の増減額		2,793	17,463	13,155
現金及び現金同等物の期首残高		43,242	55,937	43,242
連結範囲の変動に伴う現金及び 現金同等物の影響額		7	118	461
現金及び現金同等物の中間期末(期 末)残高	1	46,044	73,519	55,937

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
		<p>(継続企業の前提に関する注記)</p> <p>当社を含むミサワホームグループ31社は、平成16年12月28日に株式会社産業再生機構(以下「機構」という)に事業再生計画を提出し、再生支援の申し込みを行い、同日付で支援決定の通知を受けました。かかる状況において、当企業集団は、多額の特別損失の計上により当連結会計年度末において162,420百万円の債務超過となったことから、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。</p> <p>機構は、平成17年3月25日に買取決定を行い、機構と関係金融機関等の合意が整いました。これを受け、当企業集団は、住宅事業への経営資源の集中及び財務リストラを中心とした事業再生計画の実行により継続企業の前提に関する重要な疑義は解消されるものと考えております。従って、当社は継続企業を前提として連結財務諸表を作成しており、当該重要な疑義の影響を連結財務諸表に反映しておりません。</p> <p>なお、重要な後発事象の注記に記載のとおり、上記の買取決定に基づいて、連結子会社であるミサワホーム株式会社は平成17年6月10日付で金融機関等から債務免除113,326百万円を受け、当社は株式会社ユーエフジェイ銀行を引受先とする第三者割当増資(優先株式発行)19,999百万円を実施しております。また、平成17年6月24日付で、トヨタ自動車株式会社、NPF-MG投資事業有限責任組合、あいおい損害保険株式会社を引受先として第三者割当増資(普通株式発行)25,826百万円を実施しております。</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数 62社</p> <p>主要な連結子会社の名称</p> <p>ミサワホーム(株)</p> <p>ミサワホーム北海道(株)</p> <p>ミサワホーム北日本(株)</p> <p>(株)ミサワホーム福島</p> <p>ミサワホーム信越(株)</p> <p>ミサワホーム東関東(株)</p> <p>ミサワホーム西関東(株)</p> <p>ミサワホーム東京(株)</p> <p>(株)ミサワホーム静岡</p> <p>ミサワホーム東海(株)</p> <p>ミサワホーム近畿(株)</p> <p>ミサワホーム中国(株)</p> <p>ミサワホームサンイン(株)</p> <p>ミサワホーム九州(株)</p> <p>(株)ミサワテクノ</p> <p>(連結子会社数の変動理由)</p> <p>(増加)</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要性が増したことによるもの2社 鹿児島ミサワ建設(株) 静岡住宅販売建設(株) <p>なお、静岡住宅販売建設(株)はホリエンジニアリング(株)に商号を変更しております。</p> <p>(減少)</p> <ul style="list-style-type: none"> 連結子会社間の合併によるもの1社 ホームイング(株) 	<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数 49社</p> <p>主要な連結子会社の名称</p> <p>ミサワホーム(株)</p> <p>ミサワホーム北海道(株)</p> <p>ミサワホーム北日本(株)</p> <p>(株)ミサワホーム福島</p> <p>ミサワホーム信越(株)</p> <p>ミサワホーム東関東(株)</p> <p>ミサワホーム西関東(株)</p> <p>ミサワホーム東京(株)</p> <p>(株)ミサワホーム静岡</p> <p>ミサワホーム東海(株)</p> <p>ミサワホーム近畿(株)</p> <p>ミサワホーム中国(株)</p> <p>ミサワホームサンイン(株)</p> <p>ミサワホーム九州(株)</p> <p>(株)ミサワテクノ</p> <p>(連結子会社数の変動理由)</p> <p>(増加)</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要性が増したことによるもの1社 (株)マザアス <p>なお、テックビルド(株)はジェイエス(株)に商号を変更しております。</p> <p>(減少)</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式売却によるもの3社 ミサワ東洋(株) ホリエンジニアリング(株) (株)オナーズヒル軽井沢 <p>なお、ミサワ東洋(株)は(株)USS東洋に商号を変更しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 会社清算によるもの5社 ミサワホームエンジニアリング(株) ホリー住機産業(株) (株)エイチ・イー・シー (株)国際高等研究所 ミサワファイナンス(株) 	<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数 56社</p> <p>主要な連結子会社の名称</p> <p>ミサワホーム(株)</p> <p>ミサワホーム北海道(株)</p> <p>ミサワホーム北日本(株)</p> <p>(株)ミサワホーム福島</p> <p>ミサワホーム信越(株)</p> <p>ミサワホーム東関東(株)</p> <p>ミサワホーム西関東(株)</p> <p>ミサワホーム東京(株)</p> <p>(株)ミサワホーム静岡</p> <p>ミサワホーム東海(株)</p> <p>ミサワホーム近畿(株)</p> <p>ミサワホーム中国(株)</p> <p>ミサワホームサンイン(株)</p> <p>ミサワホーム九州(株)</p> <p>(株)ミサワテクノ</p> <p>(連結子会社数の変動理由)</p> <p>(増加)</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要性が増したことによるもの2社 鹿児島ミサワ建設(株) 静岡住宅販売建設(株) <p>なお、静岡住宅販売建設(株)はホリエンジニアリング(株)に商号を変更しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式取得によるもの1社 (株)ミサワホーム宮崎 <p>(減少)</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式売却によるもの1社 Misawa Homes(USA), Inc. <ul style="list-style-type: none"> 連結子会社間の合併によるもの2社 ホームイング(株) ホリー(株) <ul style="list-style-type: none"> 民事再生法の規定による再生手続きの開始決定によるもの3社 (株)エム・エル・シー 中条町リゾート(株) ティー・ジー・アール(株) <p>なお、これに伴いPricia, Incほか1社が連結子会社から除外されております。</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)</p>
<p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 主要な非連結子会社名は、次のとおりであります。 ㈱マザアス 四国住宅工業㈱ (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社の、総資産、売上高、中間純損益及び利益剰余金等はいずれも小規模であり、全体としても中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用関連会社の数 3社 持分法適用関連会社の名称 東北ミサワホーム㈱ ミサワリゾート㈱ 財形住宅金融㈱</p> <p>(2) 次の非連結子会社及び関連会社については、下記の理由により持分法を適用しておりません。 非連結子会社 ㈱マザアスほか 関連会社 ㈱ミサワホーム山梨ほか (持分法を適用しない理由) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、各々中間連結純損益及び利益剰余金等に与える影響が軽微であり、全体としても中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除外しております。</p> <p>3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項 ㈱アイ・エル・エスの中間決算日は6月30日(決算日は12月31日)であるため、中間連結財務諸表作成に当たっては、6月30日現在の中間財務諸表を使用し、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	<p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 主要な非連結子会社名は、次のとおりであります。 富山住宅工業㈱ (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社の、総資産、売上高、中間純損益及び利益剰余金等はいずれも小規模であり、全体としても中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用関連会社の数 1社 持分法適用関連会社の名称 東北ミサワホーム㈱ (持分法適用関連会社の変動理由) (減少) ・株式売却によるもの1社 財形住宅金融㈱</p> <p>(2) 次の非連結子会社及び関連会社については、下記の理由により持分法を適用しておりません。 非連結子会社 富山住宅工業㈱ほか 関連会社 ㈱ミサワホーム山梨ほか (持分法を適用しない理由) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、各々中間連結純損益及び利益剰余金等に与える影響が軽微であり、全体としても中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除外しております。</p> <p>3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項 ㈱アイ・エル・エスの中間決算日は6月30日(決算日は12月31日)であるため、中間連結財務諸表作成に当たっては、6月30日現在の中間財務諸表を使用し、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	<p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 主要な非連結子会社名は、次のとおりであります。 ㈱マザアス (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社の、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等はいずれも小規模であり、全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用関連会社の数 2社 主要な持分法適用関連会社名は、「関係会社の状況」に記載しております。 (持分法適用関連会社の変動理由) (減少) ・株式売却によるもの1社 ミサワリゾート㈱</p> <p>(2) 次の非連結子会社及び関連会社については、下記の理由により持分法を適用しておりません。 非連結子会社 ㈱マザアスほか 関連会社 ㈱ミサワホーム山梨ほか (持分法を適用しない理由) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社の当期純損益及び利益剰余金等は、それぞれ連結財務諸表に与える影響が軽微であり、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。</p> <p>3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社のうち、㈱アイ・エル・エスの決算日は12月31日であるため、連結財務諸表作成に当たっては、12月31日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)</p>
<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満期保有目的の債券 償却原価法(定額法) ・その他有価証券 時価のあるもの 中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(時価と比較する取得原価は移動平均法により算定し、評価差額は全部資本直入法による処理)を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法 <p>デリバティブ 時価法</p> <p>たな卸資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品、貯蔵品、製品、原材料、仕掛品 主として総平均法による原価法 ・分譲土地建物、未成工事支出金 個別法による原価法 <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産 主として定率法</p> <p>無形固定資産 定額法</p> <p>なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p>	<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満期保有目的の債券 償却原価法(定額法) ・その他有価証券 時価のあるもの 中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(時価と比較する取得原価は移動平均法により算定し、評価差額は全部資本直入法による処理)を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法 <p>デリバティブ 時価法</p> <p>たな卸資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品、貯蔵品、製品、原材料、仕掛品 主として総平均法による原価法 ・分譲土地建物、未成工事支出金 個別法による原価法 <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産 主として定率法</p> <p>無形固定資産 定額法</p> <p>なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p>	<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満期保有目的の債券 償却原価法(定額法) ・その他有価証券 時価のあるもの 当連結会計年度の末日の市場価格等に基づく時価法(時価と比較する取得原価は移動平均法により算定し、評価差額は全部資本直入法による処理)を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法 <p>デリバティブ 時価法</p> <p>たな卸資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品、貯蔵品、製品、原材料、仕掛品 主として総平均法による原価法 ・分譲土地建物、未成工事支出金 個別法による原価法 <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産 主として定率法</p> <p>無形固定資産 定額法</p> <p>なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)</p>
<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 金銭債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>賞与引当金 従業員の賞与支給に備えて、支給見込額に基づく必要額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えて、主として当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末に発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異については、主として15年及び5年による按分額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により翌連結会計年度から損益処理することとしております。</p> <p>過去勤務債務は従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により損益処理しております。</p> <p>土地買戻損失引当金 財団法人民間都市開発推進機構に売却した土地について、売戻権が行使される可能性が高いことを考慮し、買戻しによって発生すると見込まれる損失額を計上しております。</p> <p>債務保証等損失引当金 保証等の履行に伴う損失に備えるため、個別に必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 金銭債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>賞与引当金 従業員の賞与支給に備えて、支給見込額に基づく必要額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えて、主として当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末に発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異については、主として15年及び5年による按分額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により翌連結会計年度から損益処理することとしております。</p> <p>過去勤務債務は従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により損益処理しております。</p> <p>土地買戻損失引当金 財団法人民間都市開発推進機構に売却した土地について、売戻権が行使される可能性が高いことを考慮し、買戻しによって発生すると見込まれる損失額を計上しております。</p> <p>債務保証等損失引当金 保証等の履行に伴う損失に備えるため、個別に必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 金銭債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>賞与引当金 従業員の賞与支給に備えて、支給見込額に基づく必要額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えて、主として当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、会計基準変更時差異については、主として15年及び5年による按分額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により翌連結会計年度から損益処理することとしております。</p> <p>過去勤務債務は従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により損益処理しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当社グループの加入するミサワホーム厚生年金基金は、平成16年12月21日付で厚生労働大臣より解散認可を受け、同日をもって解散いたしました。このため「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準委員会 平成14年1月31日 企業会計基準適用指針第1号）を適用し、厚生年金基金解散益17,368百万円を特別利益に計上しております。</p> <p>土地買戻損失引当金 財団法人民間都市開発推進機構に売却した土地について、売戻権が行使される可能性が高いことを考慮し、買戻しによって発生すると見込まれる損失額を計上しております。</p> <p>債務保証等損失引当金 保証等の履行に伴う損失に備えるため、個別に必要と認められる額を計上しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
<p>(4) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(以下、所有権移転外ファイナンス・リース取引という。)については、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(5) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 消費税等は税抜方式によっております。</p> <p>5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する短期投資であります。</p>	<p>(4) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(以下、所有権移転外ファイナンス・リース取引という。)については、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(5) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 消費税等は税抜方式によっております。</p> <p>5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する短期投資であります。</p>	<p>(4) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(以下、所有権移転外ファイナンス・リース取引という。)については、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 消費税等は税抜方式によっております。</p> <p>6. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する短期投資であります。</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間連結会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>	

表示方法の変更

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)
<p>1. 中間連結貸借対照表</p> <p>(1)前中間連結会計期間末において、区分掲記しておりました「営業貸付金」(当中間連結会計期間末11,326百万円)は、当中間連結会計期間末においては流動資産の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>(2)前中間連結会計期間末において、投資その他の資産の「その他」に含めておりました「繰延税金資産」(前中間連結会計期間末35,494百万円)は、当中間連結会計期間末においては区分掲記しております。</p> <p>(3)前中間連結会計期間末において、流動負債の「その他」に含めておりました「未成工事受入金」(前中間連結会計期間末29,866百万円)は、当中間連結会計期間末においては区分掲記しております。</p> <p>(4)前中間連結会計期間末において、流動負債の「その他」に含めておりました「預り金」(前中間連結会計期間末9,891百万円)は、当中間連結会計期間末においては区分掲記しております。</p> <p>(5)前中間連結会計期間末において、各資産科目に対する控除科目として一括掲記しておりました「貸倒引当金」は、当中間連結会計期間末においては各資産の金額から直接控除して表示しております。</p> <p>2. 中間連結損益計算書</p> <p>(1)前中間連結会計期間において、区分掲記しておりました「貸倒引当金繰入額」(当中間連結会計期間44百万円)は、当中間連結会計期間においては販売費及び一般管理費の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>(2)前中間連結会計期間において、区分掲記しておりました「連結調整勘定償却額」(当中間連結会計期間659百万円)は、当中間連結会計期間においては販売費及び一般管理費の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>3. 中間連結キャッシュ・フロー計算書</p> <p>(1)前中間連結会計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めておりました「受取配当金」(前中間連結会計期間 60百万円)は、当中間連結会計期間においては「受取利息及び受取配当金」に受取利息と併せて区分掲記しております。</p> <p>(2)前中間連結会計期間において、区分掲記しておりました「営業貸付金の増減額」(当中間連結会計期間710百万円)は、当中間連結会計期間においては営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。</p> <p>(3)前中間連結会計期間において、区分掲記しておりました「役員賞与の支払額」(当中間連結会計期間 46百万円)は、当中間連結会計期間においては営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。</p> <p>(4)前中間連結会計期間において、財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めておりました「工事請負代金流動化による純収入」(前中間連結会計期間1,268百万円)は、当中間連結会計期間においては区分掲記しております。</p>	<p>1. 中間連結貸借対照表</p> <p>(1)前中間連結会計期間末において、各資産の金額から直接控除して表示しておりました「貸倒引当金」は、当中間連結会計期間末においては各資産科目に対する控除科目として一括掲記しております。</p> <p>(2)前中間連結会計期間末において、「引当金」に含めておりました「賞与引当金」(前中間連結会計期間末4,445百万円)は、当中間連結会計期間においては区分掲記しております。</p> <p>2. 中間連結損益計算書</p> <p>(1)前中間連結会計期間において、区分掲記しておりました「販売手数料」は、当中間連結会計期間においては「販売促進費」として表示しております。</p> <p>3. 中間連結キャッシュ・フロー計算書</p> <p>(1)前中間連結会計期間において、財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めておりました「自己株式売却による収入」(前中間連結会計期間103百万円)及び「自己株式取得による支出」(前中間連結会計期間 52百万円)は、当中間連結会計期間においては区分掲記しております。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)
<p>1 貸倒引当金 流動資産から控除した額 15,234百万円 固定資産から控除した額 65,456百万円</p> <p>2 担保資産及び担保付債務 (1) 担保提供資産</p> <p>現金及び預金 11,341百万円 受取手形及び売掛金 473百万円 たな卸資産 33,051百万円 流動資産「その他」 3,750百万円 建物及び構築物 15,031百万円 (1,641百万円) 土地 68,904百万円 (5,313百万円) 有形固定資産「その他」 167百万円 (132百万円) 無形固定資産「その他」 172百万円 投資有価証券 13,671百万円 投資その他の資産 「その他」 1,082百万円</p> <hr/> <p>合計 147,646百万円 (7,088百万円)</p> <p>(2) 担保提供資産に対応する債務</p> <p>短期借入金 133,936百万円 (3,659百万円) 長期借入金 26,544百万円 (406百万円)</p> <hr/> <p>合計 160,481百万円 (4,065百万円)</p> <p>上記のうち()内書は工場財団抵当並びに当該債務であります。 なお、上記の資産のほか、連結会社株式の一部を上記債務の担保に供しております。</p> <p>3 預り金のうち 20,123百万円は、工事請負代金流動化による譲渡金額であります。</p> <p>4 保証債務 (1) 連結子会社以外の会社の金融機関等よりの借入金等に対する保証債務</p> <p>四国住宅工業(株) 1,084百万円 山形中央ビルディング(株) 795百万円 (株)ホームイング埼玉 189百万円 その他(2社) 205百万円</p> <hr/> <p>合計 2,274百万円</p> <p>(2) 「ミサワホーム」購入者等のためのつなぎ融資等に対する保証債務 39,191百万円</p> <p>5 受取手形割引高 42百万円 受取手形裏書譲渡高 0百万円</p>	<p>1</p> <p>2 担保資産及び担保付債務 (1) 担保提供資産</p> <p>現金及び預金 100百万円 受取手形及び売掛金 1,696百万円 たな卸資産 9,530百万円 流動資産「その他」 - 百万円 建物及び構築物 7,653百万円 (743百万円) 土地 22,591百万円 (4,180百万円) 有形固定資産「その他」 645百万円 (630百万円) 無形固定資産「その他」 134百万円 投資有価証券 4,215百万円 投資その他の資産 「その他」 518百万円</p> <hr/> <p>合計 47,086百万円 (5,554百万円)</p> <p>(2) 担保提供資産に対応する債務</p> <p>短期借入金 26,515百万円 長期借入金 1,484百万円</p> <hr/> <p>合計 27,999百万円</p> <p>上記のうち()内書は工場財団抵当であります。 なお、上記の資産のほか、連結会社株式の一部を上記債務の担保に供しております。</p> <p>3 預り金のうち 17,340百万円は、工事請負代金流動化による譲渡金額であります。</p> <p>4 保証債務 (1) 連結子会社以外の会社の金融機関等よりの借入金等に対する保証債務</p> <p>山形中央ビルディング(株) 760百万円 四国住宅工業(株) 287百万円 (株)ホームイング埼玉 166百万円 ミサワ・エム・ジー建設(株) 97百万円</p> <hr/> <p>合計 1,311百万円</p> <p>なお、上記の保証債務に対して「債務保証等損失引当金」を380百万円計上しております。</p> <p>(2) 「ミサワホーム」購入者等のためのつなぎ融資等に対する保証債務 38,582百万円</p> <p>5 受取手形割引高 1,169百万円 受取手形裏書譲渡高 50百万円</p>	<p>1 貸倒引当金 流動資産から控除した額 1,544百万円 固定資産から控除した額 4,813百万円</p> <p>2 担保資産及び担保付債務 (1) 担保提供資産</p> <p>預金及び預金 143百万円 受取手形及び売掛金 - 百万円 たな卸資産 13,274百万円 流動資産「その他」 345百万円 建物及び構築物 9,062百万円 (885百万円) 土地 27,755百万円 (5,313百万円) 有形固定資産「その他」 837百万円 (806百万円) 無形固定資産「その他」 152百万円 投資有価証券 6,901百万円 投資その他の資産 「その他」 862百万円</p> <hr/> <p>合計 59,336百万円 (7,005百万円)</p> <p>(2) 担保提供資産に対応する債務</p> <p>短期借入金 89,183百万円 (3,680百万円) 長期借入金 16,265百万円 (280百万円)</p> <hr/> <p>合計 105,449百万円 (3,960百万円)</p> <p>上記のうち()内書は工場財団抵当並びに当該債務であります。 なお、上記の資産のほか、連結会社株式の一部を上記債務の担保に供しております。</p> <p>3 預り金のうち 22,069百万円は、工事請負代金流動化による譲渡金額であります。</p> <p>4 保証債務 (1) 連結子会社以外の会社の金融機関等よりの借入金等に対する保証債務</p> <p>山形中央ビルディング(株) 777百万円 四国住宅工業(株) 345百万円 (株)ホームイング埼玉 185百万円 (株)マザアス 71百万円</p> <hr/> <p>合計 1,380百万円</p> <p>(2) 「ミサワホーム」購入者等のためのつなぎ融資等に対する保証債務 29,447百万円</p> <p>5 受取手形割引高 1,464百万円 受取手形裏書譲渡高 - 百万円</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)																																						
<p>1 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>28百万円</td> </tr> </table> <p>2 固定資産処分損の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>固定資産売却損 (内訳)</td> <td>877百万円</td> </tr> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>(7百万円)</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>(861百万円)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>(8百万円)</td> </tr> <tr> <td>固定資産除却損</td> <td>622百万円</td> </tr> </table>	建物及び構築物	0百万円	土地	3百万円	その他	28百万円	固定資産売却損 (内訳)	877百万円	建物及び構築物	(7百万円)	土地	(861百万円)	その他	(8百万円)	固定資産除却損	622百万円	<p>1 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>7百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>17百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0百万円</td> </tr> </table> <p>2 固定資産処分損の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>149百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>20百万円</td> </tr> </table>	建物及び構築物	7百万円	土地	17百万円	その他	0百万円	建物及び構築物	149百万円	その他	20百万円	<p>1 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>10百万円</td> </tr> </table> <p>2 固定資産処分損の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>1,104百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>7,028百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>856百万円</td> </tr> </table>	建物及び構築物	0百万円	土地	3百万円	その他	10百万円	建物及び構築物	1,104百万円	土地	7,028百万円	その他	856百万円
建物及び構築物	0百万円																																							
土地	3百万円																																							
その他	28百万円																																							
固定資産売却損 (内訳)	877百万円																																							
建物及び構築物	(7百万円)																																							
土地	(861百万円)																																							
その他	(8百万円)																																							
固定資産除却損	622百万円																																							
建物及び構築物	7百万円																																							
土地	17百万円																																							
その他	0百万円																																							
建物及び構築物	149百万円																																							
その他	20百万円																																							
建物及び構築物	0百万円																																							
土地	3百万円																																							
その他	10百万円																																							
建物及び構築物	1,104百万円																																							
土地	7,028百万円																																							
その他	856百万円																																							

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)																		
<p>1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>58,016百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金及び担保に供している定期預金</td> <td>11,971百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>46,044百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	58,016百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金及び担保に供している定期預金	11,971百万円	現金及び現金同等物	46,044百万円	<p>1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>74,391百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金及び担保に供している定期預金</td> <td>871百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>73,519百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	74,391百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金及び担保に供している定期預金	871百万円	現金及び現金同等物	73,519百万円	<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>57,341百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金及び担保に供している定期預金</td> <td>1,404百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>55,937百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	57,341百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金及び担保に供している定期預金	1,404百万円	現金及び現金同等物	55,937百万円
現金及び預金勘定	58,016百万円																			
預入期間が3ヶ月を超える定期預金及び担保に供している定期預金	11,971百万円																			
現金及び現金同等物	46,044百万円																			
現金及び預金勘定	74,391百万円																			
預入期間が3ヶ月を超える定期預金及び担保に供している定期預金	871百万円																			
現金及び現金同等物	73,519百万円																			
現金及び預金勘定	57,341百万円																			
預入期間が3ヶ月を超える定期預金及び担保に供している定期預金	1,404百万円																			
現金及び現金同等物	55,937百万円																			

(リース取引関係)

項目	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)				当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)				前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)			
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	
所有権移転外ファイナンス・リース取引(借手側)	1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	建物及び構築物	5,848	3,881	1,967	建物及び構築物	5,501	2,819	2,682	建物及び構築物	5,612	4,020	1,592
	(有形固定資産)その他	4,995	2,861	2,134	(有形固定資産)その他	3,426	1,941	1,484	(有形固定資産)その他	3,940	2,364	1,576
	(無形固定資産)その他	640	359	280	(無形固定資産)その他	433	275	157	(無形固定資産)その他	783	548	234
合計	11,485	7,102	4,382	合計	9,361	5,036	4,324	合計	10,336	6,933	3,403	
	2. 未経過リース料中間期末残高相当額				2. 未経過リース料中間期末残高相当額				2. 未経過リース料期末残高相当額			
	1年内		2,174百万円		1年内		1,751百万円		1年内		1,649百万円	
	1年超		2,390百万円		1年超		2,687百万円		1年超		1,825百万円	
	合計		4,564百万円		合計		4,439百万円		合計		3,475百万円	
	3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			
	支払リース料		1,424百万円		支払リース料		1,065百万円		支払リース料		2,609百万円	
	減価償却費相当額		1,336百万円		減価償却費相当額		1,004百万円		減価償却費相当額		2,470百万円	
	支払利息相当額		67百万円		支払利息相当額		54百万円		支払利息相当額		115百万円	
	4. 減価償却費相当額の算定方法				4. 減価償却費相当額の算定方法				4. 減価償却費相当額の算定方法			
	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				リース期間を耐用年数とし、主として残存価額を零とする定額法によっております。			
	5. 利息相当額の算定方法				5. 利息相当額の算定方法				5. 利息相当額の算定方法			
	リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。			
オペレーティング・リース取引(借手側)	未経過リース料		1年内		未経過リース料		1年内		未経過リース料		1年内	
	1年超		9,980百万円		1年超		4,368百万円		1年超		2,909百万円	
	合計		11,833百万円		合計		4,949百万円		合計		3,539百万円	

(有価証券関係)

有価証券

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)			当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)			前連結会計年度末 (平成17年3月31日)		
	中間連結 貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	中間連結 貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	連結 貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 国債・地方債等	34	34	0				29	29	0
(2) 社債									
(3) その他									
合計	34	34	0				29	29	0

2. その他有価証券で時価のあるもの

	前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)			当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)			前連結会計年度末 (平成17年3月31日)		
	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結 貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	3,961	7,999	4,037	1,750	4,469	2,718	2,670	5,789	3,118
(2) 債券									
国債・地方債等	2,901	2,902	1	129	129	0	478	478	0
社債	40	39	0				40	39	0
その他									
(3) その他	184	164	19	80	94	14	184	174	10
合計	7,087	11,106	4,018	1,960	4,692	2,732	3,374	6,482	3,108

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)
	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券			
非上場株式	609	436	494

(デリバティブ取引関係)

(前中間連結会計期間)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

対象物の種類	取引の種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金利	オプション取引	3,100	-	-

(注)ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

(当中間連結会計期間)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

対象物の種類	取引の種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金利	オプション取引	-	-	-

(注)当中間連結会計期間にデリバティブ取引は終了しております。

(前連結会計年度)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

対象物の種類	取引の種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金利	オプション取引	2,328	0	14

(注)ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度については、全セグメントの売上高の合計及び営業利益の金額の合計額に占める住宅事業の割合が90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度については、本邦の売上高の金額が、全セグメントの売上高の合計に占める割合の90%超であるため、記載を省略しております。

【海外売上高】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度については、海外売上高が連結売上高の10%未満のため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)						
1株当たり純資産額 581円22銭 1株当たり中間純損失 81円37銭 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失のため、記載していません。	1株当たり純資産額 755円27銭 1株当たり中間純利益 4,255円54銭 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 2,284円77銭 当社は、平成17年5月27日付けで普通株式について10株を1株に併合しております。 なお、当該株式併合が前期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報については、それぞれ以下のとおりとなります。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>前中間連結会計期間</th> <th>前連結会計年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額 5,812円16銭</td> <td>1株当たり純資産額 15,514円25銭</td> </tr> <tr> <td>1株当たり中間純損失 813円71銭</td> <td>1株当たり当期純損失 9,973円08銭</td> </tr> </tbody> </table> 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間(当期)純損失であるため、記載していません。	前中間連結会計期間	前連結会計年度	1株当たり純資産額 5,812円16銭	1株当たり純資産額 15,514円25銭	1株当たり中間純損失 813円71銭	1株当たり当期純損失 9,973円08銭	1株当たり純資産額 1,551円42銭 1株当たり当期純損失 997円31銭 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載していません。
前中間連結会計期間	前連結会計年度							
1株当たり純資産額 5,812円16銭	1株当たり純資産額 15,514円25銭							
1株当たり中間純損失 813円71銭	1株当たり当期純損失 9,973円08銭							

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額又は純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額又は純損失金額			
中間(当期)純利益又は純損失()(百万円)	16,400	119,575	203,332
普通株主に帰属しない金額(百万円)	544		1,089
(うち利益処分による役員賞与)	()	()	()
(うち優先株式配当金)	(544)	()	(1,089)
普通株式に係る中間(当期)純利益又は純損失()(百万円)	16,944	119,575	204,422
期中平均株式数(千株)	208,243	28,098	204,973
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額(百万円)			
普通株式増加数(千株)		24,237	
(うち普通株式転換予約権付利益配当優先株式)	()	(24,237)	()
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	B種優先株式の転換予約権(653,584千株)。 なお、これらの概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(1)株式の総数等、発行済株式(注)3・B種優先株式の内容」に記載のとおりであります。		B種優先株式の転換予約権(653,584千株)。 なお、これらの概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(1)株式の総数等、発行済株式(注)4・B種優先株式の内容」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)

該当事項ありません。

当中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)

該当事項ありません。

前連結会計年度(自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)

1.平成17年4月21日開催の臨時株主総会において、以下の事項が承認され、実施いたしました。

(1)資本減少及び資本減少に伴う優先株式の無償消却

目的

欠損金の一部の補填に備えるため、資本の減少を行いました。また、将来の優先配当負担の軽減及び潜在株式数の減少を目的として、資本減少に伴い各種優先株式の無償消却を行いました。

減資の要領

・資本減少の内容

資本の額45,249百万円のうち44,749百万円減少し、減少後の資本の額は500百万円といたしました。なお払い戻しを行わない無償の減資であります。

・資本減少に伴う優先株式の無償消却の内容

A種優先株式の発行済株式の全部 58,333千株

第一回B種優先株式の発行済株式の全部 41,666千株

第二回B種優先株式の発行済株式の全部 41,666千株

第三回B種優先株式の発行済株式のうち 38,332千株

・資本減少の効力発生日 平成17年6月1日

(2)普通株式併合及び1単元の株式数の変更

目的

当社事業再生計画の実行にあたり、将来の普通株式の発行済株式数の適正化を目的として普通株式10株を1株に併合しましたが、普通株主様の権利に株式併合による変動が生じないよう、株式併合の効力発生と同時に、当社の1単元の株式の数を、普通株式について1,000株から100株に変更しました。

株式併合の方法

普通株式の発行済株式総数258,259,146株について10株を1株に併合することにより、株式併合後の普通株式の発行済株式総数は、25,825,914株となりました。

なお、併合の結果1株に満たない端株を生じた場合には、一括して売却又は買受し、その代金を端数の生じた株主に端数に応じて分配します。

・普通株式併合効力発生日及び1単元の株式数変更日

平成17年5月27日

当該株式併合が前期首に行われたと仮定した場合の前連結会計年度における1株当たり情報及び当期首に行われたと仮定した場合の当連結会計年度における1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりとなります。

前連結会計年度		当連結会計年度	
1株当たり純資産額	5,181円85銭	1株当たり純資産額	15,514円25銭
1株当たり当期純損失	6,931円61銭	1株当たり当期純損失	9,973円08銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

(3)第三者割当増資(普通株式発行)

目的

自己資本の増強により事業再生計画達成の蓋然性を高め信用力の向上、事業競争力の強化を図るため、トヨタ自動車株式会社他2社と資本提携を行い、第三者割当増資を実施いたしました。

概要

株式の種類	ミサワホームホールディングス株式会社 普通株式
発行株式数	12,913千株
発行価額	1株につき2,000円
発行価額の総額	25,826百万円
資本組入額	1株につき1,000円
払込期日	平成17年6月24日
配当起算日	平成17年4月1日
新株公付日	平成17年6月24日

割当先及び株式数

トヨタ自動車株式会社	5,191千株
N P F - M G 投資事業有限責任組合	5,593千株
あいおい損害保険株式会社	2,128千株

増資資金の使途

グループ各社の運転資金等に充当いたします。

2. 平成17年3月31日開催の取締役会において、以下の事項を決議し、実施いたしました。

第三者割当増資（優先株式発行）

目的

平成16年12月28日株式会社産業再生機構により支援決定を受けた事業再生計画に基づき、財務体質の抜本的改善を図る一環として実施いたしました。

概要

株式の種類	ミサワホームホールディングス株式会社 第一回C種優先株式
発行株式数	3,333千株
発行価額	1株につき6,000円
発行価額の総額	19,999百万円
資本組入額	1株につき3,000円
資本組入額の総額	9,999百万円
払込期日	平成17年6月10日
配当起算日	平成17年6月10日
発行方法	株式会社ユーエフジェイ銀行に全株割り当てる方法により発行する。

増資資金の使途

当社が平成17年3月30日付で債務引受を実施したミサワホーム株式会社の株式会社ユーエフジェイ銀行に対する借入債務につき、債務の株式化により現物出資として給付を受けるものです。

3. 当社は、株式会社産業再生機構及び株式会社ユーエフジェイ銀行をはじめ関係金融機関との間で、平成17年6月10日付けで「債権者間の基本協定書」を締結しました。この協定書に基づき、当社子会社のミサワホーム株式会社が債務免除を受けました。

(1) 当該子会社の名称等

商号：ミサワホーム株式会社
所在地：東京都杉並区高井戸東二丁目4番5号
代表者：佐藤 春夫

(2) 対象借入先

株式会社ユーエフジェイ銀行
株式会社産業再生機構 他

(3) 免除を受ける債務の内容及び金額

借入金 113,326百万円

これにより、翌連結会計年度の連結損益計算書において、債務免除益113,326百万円を特別利益に計上する予定であります。

(2) 【その他】

該当事項ありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間会計期間末 (平成17年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
現金及び預金		84		225		105	
営業未収入金		166		53		103	
短期貸付金		-		3,149		-	
その他		33		51		126	
流動資産合計		284	0.6	3,480	9.5	335	1.7
固定資産							
(1)無形固定資産		2		3		3	
(2)投資その他の資産							
関係会社株式	1	43,700		33,152		19,102	
その他		3		4		10	
投資その他の資産 合計		43,704		33,156		19,113	
固定資産合計		43,706	99.4	33,159	90.5	19,116	98.3
資産合計		43,991	100.0	36,640	100.0	19,452	100.0
(負債の部)							
流動負債							
短期借入金		13,936		-		34,886	
引当金		69		80		112,119	
その他	2	526		163		2,225	
流動負債合計		14,531	33.0	243	0.7	149,230	767.2
固定負債		-	-	-	-	1	0.0
負債合計		14,531	33.0	243	0.7	149,231	767.2
(資本の部)							
資本金		45,249	102.8	23,412	63.9	45,249	232.6
資本剰余金							
1.資本準備金		500		22,912		500	
2.その他資本剰余金		67		44,775		67	
資本剰余金合計		567	1.3	67,688	184.7	567	2.9
利益剰余金							
中間(当期)未処 理損失		16,295		54,669		175,496	
利益剰余金合計		16,295	37.0	54,669	149.2	175,496	902.2
その他有価証券評価 差額金		-	-	-	-	1	0.0
自己株式		61	0.1	35	0.1	102	0.5
資本合計		29,460	67.0	36,396	99.3	129,779	667.2
負債資本合計		43,991	100.0	36,640	100.0	19,452	100.0

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
営業収益							
1. 受取配当金収入		27		22		27	
2. 経営管理料収入		726	753	100.0	887	909	100.0
売上総利益			753	100.0		909	100.0
一般管理費			691	91.8		845	92.9
営業利益			61	8.2		64	7.1
営業外収益							
1. 受取利息		-			92	1	
2. 雑収入		-	0	0.1	1	93	10.3
営業外費用							
1. 支払利息		237			272	490	
2. 雑損失		13	250	33.3	-	272	29.9
経常損失			188	25.0		113	12.5
特別利益	1		-	-		120,673	13,264.7
特別損失	2		16,100	2,136.6		297	32.7
税引前中間(当期) 純利益又は純損失 ()			16,288	2,161.6		120,262	13,219.5
法人税、住民税及び 事業税			7	0.9		3	0.4
中間(当期)純利益 又は純損失()			16,295	2,162.5		120,258	13,219.1
前期繰越損失			35,932			175,496	
資本の減少による 繰越損失補填額			35,932			-	35,932
資本剰余金の取崩に よる繰越損失補填額			-			567	-
中間(当期)未処理 損失			16,295			54,669	175,496

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
		<p>(継続企業の前提に関する注記)</p> <p>当社を含むミサワホームグループ31社は、平成16年12月28日に株式会社産業再生機構(以下「機構」という)に事業再生計画を提出し、再生支援の申し込みを行い、同日付で支援決定の通知を受けました。かかる状況において、当社は、多額の特別損失の計上により当事業年度末において129,779百万円の債務超過となったことから、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。</p> <p>機構は、平成17年3月25日に買取決定を行い、機構と関係金融機関等の合意が整いました。これを受け、当社は、住宅事業への経営資源の集中及び財務リストラを中心とした事業再生計画の実行により継続企業の前提に関する重要な疑義は解消されるものと考えております。従って当社は継続企業を前提として財務諸表を作成しており当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しておりません。</p> <p>なお、重要な後発事象の注記に記載のとおり、上記の買取決定に基づいて、連結子会社であるミサワホーム株式会社は平成17年6月10日付で金融機関等から債務免除113,326百万円を受け、当社は株式会社ユーエフジェイ銀行を引受先とする第三者割当増資(優先株式発行)19,999百万円を実施しております。また、平成17年6月24日付で、トヨタ自動車株式会社、NPF-MG投資事業有限責任組合、あいおい損害保険株式会社を引受先として第三者割当増資(普通株式発行)25,826百万円を実施しております。</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

<p>前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</p>
<p>1. 資産の評価基準及び評価方法 有価証券 子会社株式及び関連会社株式については、移動平均法による原価法によっております。</p> <p>2. 引当金の計上基準 (1) (2) 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えて、支給見込額に基づく必要額を計上しております。</p> <p>(3) 投資損失引当金 関係会社株式の実質価額の低下に相当する額につき、純資産価額等を勘案して計上しております。 なお、同引当金163,400百万円は、貸借対照表上、関係会社株式から直接控除しております。</p> <p>(4) 3. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(以下、所有権移転外ファイナンス・リース取引という。)については、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税等は税抜方式によっております。</p>	<p>1. 資産の評価基準及び評価方法 有価証券 子会社株式及び関連会社株式については、移動平均法による原価法によっております。</p> <p>2. 引当金の計上基準 (1) (2) 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えて、支給見込額に基づく必要額を計上しております。</p> <p>(3) 投資損失引当金 関係会社株式の実質価額の低下に相当する額につき、純資産価額等を勘案して計上しております。 なお、同引当金179,636百万円は、貸借対照表上、関係会社株式から直接控除しております。</p> <p>(4) 3. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(以下、所有権移転外ファイナンス・リース取引という。)については、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税等は税抜方式によっております。</p>	<p>1. 資産の評価基準及び評価方法 有価証券 子会社株式及び関連会社株式については、移動平均法による原価法によっております。</p> <p>2. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 金銭債権の貸倒れによる損失に備えて、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 なお、同引当金19,999百万円は、貸借対照表上、短期貸付金と相殺しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えて、支給見込額に基づく必要額を計上しております。</p> <p>(3) 投資損失引当金 関係会社株式の実質価額の低下に相当する額につき、純資産価額等を勘案して計上しております。 なお、同引当金188,258百万円は、貸借対照表上、関係会社株式から直接控除しております。</p> <p>(4) 子会社損失引当金 子会社の損失に備えるため、子会社に対する出資金額及び貸付金額を超えて、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。</p> <p>3. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(以下、所有権移転外ファイナンス・リース取引という。)については、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税等は税抜方式によっております。</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。	

表示方法の変更

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)
(中間損益計算書) 営業収益は、当中間会計期間においては「受取配当金収入」と「経営管理料収入」とに区分掲記することといたしました。前中間会計期間の営業収益は、全て「経営管理料収入」であります。 営業外費用は、当中間会計期間においては「支払利息」と「雑損失」とに区分掲記することといたしました。前中間会計期間の営業外費用は、全て「支払利息」であります。	(中間損益計算書) 営業外収益は、当中間会計期間においては「受取利息」と「雑収入」とに区分掲記することといたしました。前中間会計期間の「受取利息」は0百万円、「雑収入」は0百万円であります。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度 (平成17年3月31日)
1 連結子会社であるミサワホーム(株)の債務の担保として提供している資産は次のとおりです。 関係会社株式 12,853百万円	1 連結子会社であるミサワホーム(株)の債務の担保として提供している資産は次のとおりです。 関係会社株式 16,130百万円	1 連結子会社であるミサワホーム(株)の債務の担保として提供している資産は次のとおりです。 関係会社株式 12,883百万円
2 消費税等の取扱い 仮払消費税等と仮受消費税等は相殺し相殺後の残高を流動負債(その他)に含めております。	2 消費税等の取扱い 仮払消費税等と仮受消費税等は相殺し相殺後の残高を流動負債(その他)に含めております。	2

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1	1 特別利益のうち主要なもの 子会社損失引当金戻入益 112,049百万円 投資損失引当金戻入益 8,622百万円	1
2 特別損失のうち主要なもの 投資損失引当金繰入額 16,100百万円	2	2 特別損失のうち主要なもの 子会社損失引当金繰入額 112,049百万円 投資損失引当金繰入額 40,958百万円
3 減価償却実施額 無形固定資産 0百万円	3 減価償却実施額 無形固定資産 0百万円	3 減価償却実施額 無形固定資産 0百万円

(リース取引関係)

項目	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)			当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)			前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)					
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)			
所有権移転外ファイナンス・リース取引(借手側)	1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額			1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額			1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額					
	車両及び運搬具	3	1	1	車両及び運搬具	6	1	4	車両及び運搬具	3	0	3
	合計	3	1	1	合計	6	1	4	合計	3	0	3
	2. 未経過リース料中間期末残高相当額			2. 未経過リース料中間期末残高相当額			2. 未経過リース料期末残高相当額					
	1年内		1百万円	1年内		1百万円	1年内		3百万円			
	1年超		0百万円	1年超		3百万円	1年超		1百万円			
	合計		1百万円	合計		4百万円	合計		5百万円			
	3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額					
	支払リース料		0百万円	支払リース料		1百万円	支払リース料		1百万円			
	減価償却費相当額		0百万円	減価償却費相当額		1百万円	減価償却費相当額		1百万円			
支払利息相当額		0百万円	支払利息相当額		0百万円	支払利息相当額		0百万円				
4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。						
5. 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。			5. 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。			5. 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。						

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
有価証券

	前中間会計期間末 (平成16年9月30日)			当中間会計期間末 (平成17年9月30日)			前事業年度末 (平成17年3月31日)		
	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	9,241	8,610	630	10,358	8,628	1,730	8,545	6,822	1,723
関連会社株式	1,992	1,706	285	1,991	1,440	551	1,988	1,494	493
合計	11,233	10,317	916	12,350	10,069	2,281	10,534	8,317	2,217

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)						
1株当たり純資産額 415円35銭 1株当たり中間純損失 65円48銭 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失であるため、記載しておりません。	1株当たり純資産額 273円77銭 1株当たり中間純利益 3,625円45銭 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 2,094円81銭 当社は、平成17年5月27日付けで普通株式について10株を1株に併合しておりません。 なお、当該株式併合が前期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報については、それぞれ以下のとおりとなります。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>前中間会計期間</th> <th>前事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額 4,153円48銭</td> <td>1株当たり純資産額 10,351円51銭</td> </tr> <tr> <td>1株当たり中間純損失 654円80銭</td> <td>1株当たり当期純損失 6,856円84銭</td> </tr> </tbody> </table> 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間(当期)純損失であるため、記載しておりません。	前中間会計期間	前事業年度	1株当たり純資産額 4,153円48銭	1株当たり純資産額 10,351円51銭	1株当たり中間純損失 654円80銭	1株当たり当期純損失 6,856円84銭	1株当たり純資産額 1,035円15銭 1株当たり当期純損失 685円68銭 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
前中間会計期間	前事業年度							
1株当たり純資産額 4,153円48銭	1株当たり純資産額 10,351円51銭							
1株当たり中間純損失 654円80銭	1株当たり当期純損失 6,856円84銭							

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額又は純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額又は純損失金額			
中間(当期)純利益又は純損失()(百万円)	16,295	120,258	175,496
普通株主に帰属しない金額(百万円)	544		1,089
(うち優先株式配当金)	(544)	()	(1,089)
普通株式に係る中間(当期)純利益又は純損失()(百万円)	16,840	120,258	176,586
期中平均株式数(千株)	257,178	33,170	257,532
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額(百万円)			
普通株式増加数(千株)		24,237	
(うち普通株式転換予約権付利益優先株式)	()	(24,237)	()
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	B種優先株式の転換予約権(653,584千株)。 なお、これらの概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(1)株式の総数等、発行済株式(注)3・B種優先株式の内容」に記載のとおりであります。		B種優先株式の転換予約権(653,584千株)。 なお、これらの概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(1)株式の総数等、発行済株式(注)4・B種優先株式の内容」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前中間会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)

該当事項ありません。

当中間会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)

該当事項ありません。

前事業年度(自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)

1.平成17年4月21日開催の臨時株主総会において、以下の事項が承認され、実施いたしました。

(1)資本減少及び資本減少に伴う優先株式の無償消却

目的

欠損金の一部の補填に備えるため、資本の減少を行いました。また、将来の優先配当負担の軽減及び潜在株式数の減少を目的として、資本減少に伴い各種優先株式の無償消却を行いました。

減資の要領

・資本減少の内容

資本の額45,249百万円のうち44,749百万円減少し、減少後の資本の額は500百万円といたしました。なお払い戻しを行わない無償の減資であります。

・資本減少に伴う優先株式の無償消却の内容

A種優先株式の発行済株式の全部 58,333千株

第一回B種優先株式の発行済株式の全部 41,666千株

第二回B種優先株式の発行済株式の全部 41,666千株

第三回B種優先株式の発行済株式のうち 38,332千株

・資本減少の効力発生日 平成17年6月1日

(2)普通株式併合及び1単元の株式数の変更

目的

当社事業再生計画の実行にあたり、将来の普通株式の発行済株式数の適正化を目的として普通株式10株を1株に併合しましたが、普通株主様の権利に株式併合による変動が生じないよう、株式併合の効力発生と同時に、当社の1単元の株式の数を、普通株式について1,000株から100株に変更しました。

株式併合の方法

普通株式の発行済株式総数258,259,146株について10株を1株に併合することにより、株式併合後の普通株式の発行済株式総数は、25,825,914株となりました。なお、併合の結果1株に満たない端株を生じた場合には、一括して売却又は買受し、その代金を端数の生じた株主に端数に応じて分配します。

・普通株式併合効力発生日及び1単元の株式数変更日

平成17年5月27日

当該株式併合が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報及び当期首に行われたと仮定した場合の当事業年度における1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりとなります。

前事業年度		当事業年度	
1株当たり純資産額	3,624円50銭	1株当たり純資産額	10,351円51銭
1株当たり当期純損失	6,099円49銭	1株当たり当期純損失	6,856円84銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

(3)第三者割当増資(普通株式発行)

目的

自己資本の増強により事業再生計画達成の蓋然性を高め信用力の向上、事業競争力の強化を図るため、トヨタ自動車株式会社他2社と資本提携を行い、第三者割当増資を実施いたしました。

概要

株式の種類	ミサワホームホールディングス株式会社 普通株式
発行株式数	12,913千株
発行価額	1株につき2,000円
発行価額の総額	25,826百万円
資本組入額	1株につき1,000円
払込期日	平成17年6月24日
配当起算日	平成17年4月1日
新株公付日	平成17年6月24日

割当先及び株式数

トヨタ自動車株式会社	5,191千株
N P F - M G 投資事業有限責任組合	5,593千株
あいおい損害保険株式会社	2,128千株

増資資金の使途

グループ各社の運転資金等に充当いたします。

2. 平成17年3月31日開催の取締役会において、以下の事項を決議し、実施いたしました。

第三者割当増資（優先株式発行）

目的

平成16年12月28日株式会社産業再生機構により支援決定を受けた事業再生計画に基づき、財務体質の抜本的改善を図る一環として実施いたしました。

概要

株式の種類	ミサワホームホールディングス株式会社 第一回C種優先株式
発行株式数	3,333千株
発行価額	1株につき6,000円
発行価額の総額	19,999百万円
資本組入額	1株につき3,000円
資本組入額の総額	9,999百万円
払込期日	平成17年6月10日
配当起算日	平成17年6月10日

発行方法 株式会社ユーエフジェイ銀行に全株割り当てる方法により発行する。

増資資金の使途

当社が平成17年3月30日付で債務引受を実施したミサワホーム株式会社の株式会社ユーエフジェイ銀行に対する借入債務につき、債務の株式化により現物出資として給付を受けるものです。

3. 当社は、株式会社産業再生機構及び株式会社ユーエフジェイ銀行をはじめ関係金融機関との間で、平成17年6月10日付けで「債権者間の基本協定書」を締結しました。この協定書に基づき、当社子会社のミサワホーム株式会社が債務免除を受けました。

(1) 当該子会社の名称等

商号：ミサワホーム株式会社
所在地：東京都杉並区高井戸東二丁目4番5号
代表者：佐藤 春夫

(2) 対象借入先

株式会社ユーエフジェイ銀行
株式会社産業再生機構 他

(3) 免除を受ける債務の内容及び金額

借入金 113,326百万円

これにより、翌事業年度の損益計算書において、特別利益を113,326百万円計上する予定であります。

(2) 【その他】

該当事項ありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券届出書（第三者割当増資）の訂正届出書
平成17年5月20日関東財務局長に提出
- (2) 臨時報告書
証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号並びに第19号の規定に基づき提出するもの
平成17年6月10日関東財務局長に提出
- (3) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第2期）（自平成16年4月1日至平成17年3月31日）
平成17年6月29日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき提出するもの
平成17年7月20日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項ありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月7日

ミサワホームホールディングス株式会社
取締役会 御中

中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 黒田 裕
業務執行社員

指定社員 公認会計士 井出 隆
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているミサワホームホールディングス株式会社の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、ミサワホームホールディングス株式会社及び連結子会社の平成16年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月7日

ミサワホームホールディングス株式会社
取締役会 御中

中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 黒田 裕
業務執行社員

指定社員 公認会計士 井出 隆
業務執行社員

指定社員 公認会計士 林 達郎
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているミサワホームホールディングス株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、ミサワホームホールディングス株式会社及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月7日

ミサワホームホールディングス株式会社
取締役会 御中

中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 黒田 裕
業務執行社員

指定社員 公認会計士 井出 隆
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているミサワホームホールディングス株式会社の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第2期事業年度の中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ミサワホームホールディングス株式会社の平成16年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月7日

ミサワホームホールディングス株式会社
取締役会 御中

中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 黒田 裕
業務執行社員

指定社員 公認会計士 井出 隆
業務執行社員

指定社員 公認会計士 林 達郎
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているミサワホームホールディングス株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第3期事業年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ミサワホームホールディングス株式会社の平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。